

かかみがはら SDGsパートナー 登録制度 について

令和4年4月12日

各務原市役所

企画政策課

二村 寿彦



SDGsとは・・・

- 2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。
- 17のゴール、169のターゲットから構成される。



SDGsとは・・・

- 地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。
- 発展途上国のみならず、先進国自身が取り組む普遍的なもの。
- 日本としても積極的に取り組んでいます。
- 各務原市としても取り組んでいきます。



かかみがはらSDGsパートナー登録制度 など

かかみがはらSDGsパートナー登録制度

各務原市の思い、目的

①普及啓発

- ・SDGsの達成のためには、より多くのステークホルダーが連携、協力して取り組む必要がある。
 - SDGsが、より多くの市民の目に触れるために。
 - SDGsに対する関心をより一層高めるきっかけになるように。

②持続可能なまちづくりの実現

- ・企業や団体等のSDGsの達成に向けた取組みを推進する。
- ・新たにSDGsに取り組む企業や団体等を増やしていく。

かかみがはらSDGsパートナー登録制度

例えば…

世間では、「選ばれる企業」の基準の1つとして、**SDGsに絡めた活動**が当たり前になっている。

→ SDGsに絡めた活動による**イメージの向上**

※イメージの向上の点において、団体等も同じ



本制度を、そうした**活動のきっかけ**や、**PR**、**コネクションの確立**にご活用いただければと思う。

かかみがはらSDGsパートナー登録制度

- 各務原市とともにSDGsの達成に向けて取り組んでいただける企業、団体等を
かかみがはらSDGsパートナーとして募集中。
- 募集期間：令和4年4月1日～5月31日 まで



SDGS
KAKAMIGAHARA

登録制度の流れ



SDGsとは

SDGsの活動

登録制度
申請

登録制度の流れ



この後、セミナーで
学んでください

SDGsとは

SDGsの活動

登録制度
申請

登録制度の流れ



何をしようか...

SDGsとは

SDGsの活動

登録制度
申請

登録制度の流れ

じゃあウチは
こういった
活動をしよう！



SDGsとは

SDGsの活動

登録制度
申請

登録制度の流れ

ところで、
登録制度は
どう利用していけば
いい…？



SDGsとは

SDGsの活動

登録制度
申請

登録制度 – 対象 –

- S D G s の普及啓発や、S D G s の達成に向けた取り組みを行っている、または行う意欲がある企業、団体等。



各務原市内に事務所等を置く企業、
教育機関、学校法人、
特定非営利活動法人、個人事業主等。

- 個人で取り組んでくださる方は、**対象外**。
- 暴力団等と密接な関係を有している企業、団体は**対象外**。

登録制度 – 対象 –

・ 市内の企業や団体等に限定

例えば…

① 市内に複数「支店」のような事業所がある場合

→ それぞれの事務所ごとに申請可。一括して申請することも可。

② 市外に本社があって、市内に支社、支店がある場合

→ 市外の本社は申請不可。市内の支社等は申請可。

③ 今時点は設立していないが、今後各務原市に 設立する予定…

→ 申請不可。

登録制度 – 申請 –

- 申請の際には、申請書と宣言書が必要。



取り組んでいる内容 を記載。
これから取り組もうとしているもの も可。

次ページで記載例の紹介

申請書の記載例

各務原市WEBサイト「かかみがはらSDGsパートナー」からダウンロードできます。

企業、団体の情報を記入







各務原市や他のパートナーと連携して取り組みたいことを記入

(宛先) 各務原市長

令和〇年〇月〇日

申請日の記入

かかみがはらSDGsパートナー登録申請書

企業、団体等の概要	
企業、団体等の名称	株式会社 各務原市役所
所在地	〒504-8555 各務原市那加桜町1丁目69番地
代表者の職・氏名	代表取締役社長 各務原 太郎
担 所属・氏名	総務課 各務原 花子
当 電 話 番 号	058-383-0000 (内線000)
者 メールアドレス	△△△△@△△△△.co.jp
ウ ェ ブ サ イ ト	https://www.□□□□.com
SDGsに関する主な取組	
取組の具体的内容	ゴール
1 社員に対し、SDGsの普及啓発や教育機会を提供し、一人ひとりがSDGsを意識し行動する。	
2 社屋の照明LED化や太陽光パネルの設置など、省エネや再生可能エネルギーの導入促進に取り組んでいる。	 
3 プラスチックごみの削減に取り組むとともに、地域の清掃活動へ参加している。	  
各務原市や他のパートナーと連携して取り組みたいこと	地域貢献のためフードドライブの実施や、フェアトレード商品の購入を検討しており、連携していただける企業、団体等を探しています。
同意事項等	
<input checked="" type="checkbox"/> SDGsの普及啓発や理解促進に取り組みます。 <input checked="" type="checkbox"/> パートナー間での交流と連携を図ります。 <input checked="" type="checkbox"/> SDGsに関する活動の状況等を毎年報告します。 <input checked="" type="checkbox"/> 各務原市ウェブサイト上に宣言書を掲載することに同意します。 <input checked="" type="checkbox"/> 暴力団でなく、また暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していません。 <input checked="" type="checkbox"/> 法令等を遵守しており、過去に重大な法令違反等をしていません。	

具体的な取り組み内容の記入と、SDGsのゴールとの紐づけ

全て同意していただき、チェックをお願いします。

宣言書の記載例

各務原市WEBサイト「かかみがはらSDGsパートナー」からダウンロードできます。

宣言書を各務原市WEBサイトに掲載する予定です。

取り組み内容と紐づけられるSDGsのゴールを貼り付け

申請日と同日を記入

SDGs宣言書

株式会社 各務原市役所 は、
SDGsの達成に向けて積極的に取り組むことを宣言します。

【主な取組内容】

- ① 社員に対し、SDGsの普及啓発や教育機会を提供し、一人ひとりがSDGsを意識し行動する。
- ② 社屋の照明LED化や太陽光パネルの設置など、省エネや再生可能エネルギーの導入促進に取り組んでいる。
- ③ プラスチックごみの削減に取り組むとともに、地域の清掃活動へ参加している。

【達成に向けて取り組む主なゴール】



令和〇年〇月〇日

各務原市那加桜町1丁目69番地
株式会社 各務原市役所
代表取締役社長 各務原 太郎

企業、団体名の記入

具体的な取組内容の記入

企業、団体の住所
企業、団体名
代表者名 の記入
(押印不要)

登録制度 – 申請 –

- **申請書と宣言書**
 - **取り組み内容** を記載。
 - **定量的な目標または成果である必要はない。**
- 各務原市役所 企画政策課 宛
直接持参、郵送、もしくはメールで送信。
※宛先は最終ページに記載
- 手数料無料。

登録制度 – 申請 –

申請後2週間を目途に、「登録通知書」を送付

※登録には有効期限がある。

→当該登録の日から起算して1年を経過した日の属する年度の末日まで

(例) 令和4年4月12日に登録となった場合

→令和5年4月12日の属する年度 (令和5年度) の末日まで

→令和6年3月31日まで

期限が切れる前に更新していただく必要がある。

登録制度 — 登録後 —

① 登録証を交付



※イメージ
県産材の間伐材を活用

登録制度 – 登録後 –

②市のロゴマークの使用許可



※使用に関しては、関係規定を整備中

登録制度 — 登録後 —

③市WEBサイトに企業名、団体名や活動内容を掲載

- ・ 活動内容は、**宣言書**を載せる予定。
- ・ 登録いただいた企業や団体等の、**WEBサイトへのリンク**を設定する予定。

※SDGsについて記載するページへのリンクを想定。

そういったページが無い場合、リンクの設定がされない可能性があります。

SDGsの17のゴールアイコンの掲載や、SDGsを推進している旨の記載をしていただきますようお願いいたします。

登録制度のメリット

- ①登録証により対外的にPRできる。
- ②各務原市のWEBサイトに掲載されることで、インターネット上における発信の幅が広がる。
- ③更なるコネクションを確立でき、活動の幅を広げられる可能性がある。

※登録企業、団体同士で交流できる場を設ける予定

- ④各務原市と「SDGsの推進に関する包括連携協定」を締結している**東京海上日動火災保険株式会社**による活動支援(活動に関する助言等)を受けることができる



登録制度の流れ



登録申請をして
メリットを享受する

登録制度

申請

登録制度

報告書提出

登録制度の流れ

報告書を提出



登録制度

申請

登録制度

報告書提出

登録制度 – 実績報告 –

・年度末、3月中を目途に活動報告書を提出する

- ①申請時に、数値目標を立てていたが、達成できなかった場合
特に問題ない。
- ②申請時から、活動内容が変更になった場合
この実績報告で、実際に活動した内容を記載していただければ
問題ない。

主体的に取り組んでいただくことが重要

登録制度 – その他 –

① **Q & A集(随時更新)**がございます。ご覧ください。



② 7月に、**登録証の交付式**を行う予定。

申請書等の提出先・問い合わせ先

【書類提出先】

〒504-8555 各務原市那加桜町1丁目69番地

各務原市企画総務部企画政策課 宛

※持参の場合は、市役所本庁舎3階の企画政策課窓口

【メール】

kikaku8@city.kakamigahara.gifu.jp

各務原市役所 企画総務部 企画政策課 S D G s 担当 宛

※ メールにて提出する場合は、タイトルを

【申請】かかみがはらS D G s パートナー登録

として送付してください。

お待ちしております
おります

